

令和 2 年（ウ）第 4 号 保全異議申立事件

債権者 [REDACTED] 外 2 名

債務者 四国電力株式会社

上申書に対する意見

令和 2 年 5 月 13 日

広島高等裁判所第 4 部 御中

債権者ら代理人弁護士 中 村



同 河 合 弘



債権者は、債務者の令和 2 年 4 月 28 日付け上申書に対し、以下のとおり意見を述べる。

1 迅速な審理に関する債権者の基本的な考え方

本件は仮処分事件であり、迅速な審理を行うべきことは、一般論として債権者も異論はない。ただし、現在全国的に、新型コロナ感染症に関する緊急事態宣言が発令中であり、広島県内でも多数の感染者が出ていること（令和 2 年 5 月 12 日現在 165 名）、代理人が広島高等裁判所へ出頭する場合は都道府県を越えた移動が必要となること等の事情に鑑みるならば、広島高等裁判所に出頭して進行協議等を直ちに行うことは困難であり、当面は本異議審において、最低限必要な手続き、すなわち債権者における異議理由の主張（補充主張を含む）、立証と、これに対する債権者の反論、立証を、書面提出の方法により、可

及的すみやかに行うべきである。

2 債務者の主張立証と債権者の反論

債務者は、上申書において、地震動評価（活断層評価）の争点及び火山事象に係る評価の争点について、それぞれ新たな疎明資料の提出とこれを踏まえた主張書面を提出する旨を述べている。債務者はこれらの疎明資料と主張書面の提出時期を明らかにしていないが、いずれも重要な争点に関する主張、立証であると思われる所以、債権者としては、これらの疎明資料、主張書面を見た上で、これらの争点に関する反論の主張、立証を行う予定である。

なお債権者はこれとは別に、避難の問題に関する主張書面を現在準備中であり、用意でき次第提出する予定である。

3 求釈明申立書について

債権者は、債務者の上申書に先立つ令和2年4月17日付で、求釈明申立書を提出し、債務者が所持している一定の資料の開示を求めるとともに、一定事項に関する債務者の主張内容を明らかにするよう求めた。しかし上申書には、この求釈明申立書についての債務者の対応は何ら記載されていない。

ところで、上申書によれば、「債務者による佐田岬半島北岸部の海上音波探査が最新の探査技術を用いて行われたものであって活断層の判読に適した良質な記録が得られていること、及び、当該海上音波探査記録から佐田岬半島北岸部の「地質境界としての中央構造線」が活断層ではなく佐田岬半島北岸部に活断層が存在しないことが明確に分かることについて、従来から伊予灘周辺の活断層調査や四国の地質調査に携わってきた専門家に、債務者が実施した沿岸部の詳細な海上音波探査記録を確認いただいた上で意見書をいただくことについている。」（1～2頁）とされている。このように債務者は自ら「海上音波探査記録」に基づく主張、立証の補充をする旨を述べていながら、

「海上音波探査記録」の開示を求めた債権者の求釈明に未だ応じていないことは理解しがたい。

海上音波探査により得られた各種データ、記録（評価や解釈を経ていない、機械装置が直接入手したデータ、いわゆる「生データ」）について、これを分析、評価する作業は、専門家による相応の時間と労力が必要であるから、迅速な審理を実現するためにも、債務者が所持している海上音波探査により得られた各種データ、記録を、速やかに債権者に開示すべきである。なお、当然のことであるが、開示に当たっては、債務者において、データの取捨選択をすることなく、海上音波探査により得られた全データを漏れなく開示すべきであることを付言しておく。

また裁判所におかれても、海上音波探査記録の重要性に鑑み、この点に関して積極的な釈明権の行使をされるよう求める。